

(各)税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青 山 幸 恭

開庁時間外事務の執行を求める届出手続の当面の取扱いについて

関税定率法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 5 号)による改正後の関税法(以下「改正関税法」という。)第 98 条第 1 項の規定に基づき、税関官署の開庁時間以外の時間に税関の事務の執行を求めるための届出(以下「開庁時間外執務の届出」という。)を行う場合の取扱いについては、当面、下記によることとするので、部下職員及び関係者へ周知徹底されたい。

記

1 . 航空貨物に係る開庁時間外執務の届出

航空貨物に係る開庁時間外執務の届出は、航空貨物通関情報処理システムの使用については、その整備をまっで行うこととしているので、当面は、関税法基本通達等の一部改正について(平成 20 年 3 月 31 日財関第 346 号)による改正後の関税法基本通達(以下「改正基本通達」という。)98 - 1 の の規定に基づき、「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」(税関様式 C 第 8000 号)に所要の事項を記載して、当該届出に係る輸出入申告等を行う税関官署の通関部門等に提出することにより行うものとする。

なお、改正関税法第 19 条の規定に基づく税関官署の開庁時間内においては、当該改正関税法第 98 条第 1 項の規定に基づく届出は不要であることに留意する。

2 . 海上貨物に係る開庁時間外執務の届出

税関官署の開庁時間以外の時間に海上貨物通関情報システム(以下「海上システム」という。)を使用して輸出入申告等を行う場合には、改正基本通達 98 - 1 の の規定によるほか、当面は、「関税法基本通達等の一部改正について」による改正前の海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 807 号)第 6 章に規定する「臨時開庁承認申請業務」(OSA 業務)を利用して開庁時間外執務の届出を行うものとする。この場合において、当該業務を利用して行う承認申請については、これを改正関税法第 98 条第 1 項の規定に基づく届出とみなすものとする。

なお、改正関税法第 19 条の規定に基づく税関官署の開庁時間外においては、当該改正関税法第 98 条第 1 項の規定に基づく届出を要することに留意する。

3．税関手続申請システムの利用

改正基本通達 98 - 1 の規定により行う開庁時間外執務の届出は、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号）の定めるところにより、税関手続申請システムを利用して行うことができるので留意する。